第二十五条の十の十第五項中「及びその支払をする者」を「、支払をする者及びその交付の取扱者（法第三十八条第三項及び第五項に規定する交付の取扱者をいう。）」に、「、同法」を「、所得税法」に改め、「第二百二十五条第一項」の下に「並びに法第三十八条第三項及び第五項」を加え、同条第六項中「支払の取扱者（法）」の下に「第三条の三第三項、」を加え、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に、「第四条第九項」を「第二条の二第十二項、第四条第九項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「第三十七条の十二の二第十一項（法第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（法第三十七条の十三の二第十項」に、「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十四項」に改める。

第二十五条の十の十一第一項中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同条第八項第二号中「第八条の三第三項」を「第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第八条の三第三項」に改める。

第二十五条の十の十二各号列記以外の部分中「ついては、」の下に「法第三十七条の十一第六項において準用する」を加え、「第二十五条の八第十三項」を「第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十五項」に改め、同条各号中「第三十七条の十第一項（株式等）」を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に改める。

第二十五条の十の十三第一項中「係る配当所得の金額」を「係る利子所得の金額及び配当所得の金額」に、「の配当等（」を「の利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第八項において同じ。）及び配当等（」に改め、「所得税法第二百二十五条第一項に規定する」を削り、「第三十七条の十第六項第二号」の下に「（法第三十七条の十一第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「所得税法第二百二十五条第一項に規定する」を「無記名の公社債の利子、」に、「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同条第五項中「所得税法第二百二十五条第一項に規定する」を「無記名の公社債の利子、」に改め、「）に係る」の下に「利子所得又は」を加え、同条第八項中「残額に係る」の下に「利子等又は」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等（次項において「国外一般公社債等の利子等」という。）を除く。）　当該国外公社債等の利子等につき同条第三項の規定により計算した所得税の額

第二十五条の十の十三第九項中「際に法」の下に「第三条の三第三項（国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。第十三項、第十四項及び第十六項において同じ。）」を加え、同条第十三項、第十四項及び第十六項中「第八条の三第三項」を「第三条の三第三項、第八条の三第三項」に改める。

第二十五条の十一第一項中「株式等」を「一般株式等」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）について所得税法第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とされる金額の合計額とする。この場合において、その年中のこれらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除するものとする。

一　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について所得税法第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる金額の計算上生じた損失の金額　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規定に準じて計算した場合に譲渡所得の金額及び雑所得の金額とされる金額

二　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について所得税法第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合に譲渡所得の金額とされる金額の計算上生じた損失の金額　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額及び雑所得の金額とされる金額

三　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について所得税法第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合に雑所得の金額とされる金額の計算上生じた損失の金額　上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額及び譲渡所得の金額とされる金額

第二十五条の十一第三項中「第二十五条の八第七項」を「第二十五条の八第八項」に改め、「計算について」の下に「、第二十五条の九第十一項の規定は、前項に規定する事業所得の金額の計算について、それぞれ」を加え、同条第四項中「おいて株式等」を「おいて一般株式等」に、「、株式等」を「、一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　その年において上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得を有する法第三十七条の十二第一項に規定する国内に恒久的施設を有しない非居住者が確定申告書を提出する場合は、財務省令で定めるところにより、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第三十七条の十二第三項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得を除く。）」とする。

第二十五条の十一に次の二項を加える。

6　第二十五条の八第十五項から第十八項までの規定は、法第三十七条の十二第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十五条の八の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五項の表第五十一条第二項の項		
第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の	一般株式等の譲渡による事業所得を	当該一般株式等の譲渡による事業所得
第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（以下「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）を	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（この節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる金額の基因となるものに限る。）を
一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得について	この節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金額とされる	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得について
一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得について	この節の規定に準じて計算した場合に譲渡所得の金額とされる	一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得について